

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月10日

岩手県公安委員会

委員長 石川 哲

岩手県公安委員会規則第6号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 [略]</p> <p>第7章 講習等（第34条－<u>第37条の8</u>）</p> <p>第8章 雑則（<u>第38条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（免許条件の解除又は変更等）</p> <p>第25条 法第91条の規定により条件を付されている者が、<u>その解除又は変更を求めようとするときは、運転免許条件解除（変更）申請書（様式第16号）を公安委員会に提出し、指定された日時及び場所において、身体の機能についての適性検査又は運転技能の審査を受けなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>（認知機能検査の申請）</p> <p>第29条の3 法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の<u>認知機能検査</u>（以下「認知機能検査」という。）を受けようとする者は、検査手数料を添えて、認知機能検査受検申請書（様式第17号の2）を公安委員会に提出しなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 [略]</p> <p>第7章 講習等（第34条－<u>第44条</u>）</p> <p>第8章 雑則（<u>第45条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（免許条件の解除又は変更等）</p> <p>第25条 法第91条の規定により条件を付されている者がその解除又は変更を求めようとするときは、<u>運転免許条件解除（変更）申請書（様式第16号）を公安委員会に提出し、指定された日時及び場所において、身体の機能についての適性検査又は運転技能の審査を受けなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p><u>（申請により付与された免許の条件の変更）</u></p> <p><u>第25条の2 法第91条の2第2項の規定により運転することができる自動車の種類を限定する条件を付されている者がその条件の変更を求めようとするときは、施行規則第18条の6第2項に規定する運転免許条件申請書を公安委員会に提出し、指定された日時及び場所において、運転技能の審査を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 前項に規定する運転技能の審査は、施行規則第24条に定める技能試験に準じて行うものとする。</u></p> <p>（認知機能検査の申請）</p> <p>第29条の3 法第97条の2第1項第3号イ若しくはロ、同項第5号（同項第3号イ又はロに係るものに限る。）、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の<u>認知機能検査等</u>（同号イに規定する認知機能検査に限る。）（次項において「認知機能検査」という。）を受けようとする者は、検査手数料を添えて、認知機能検査受検申請書（様式第17号の2）を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p><u>2 公安委員会は、認知機能検査を受検した者に対して認知機能検査結果通知書（様式第17号の3又は様式第17号の4）を交付する。</u></p> <p><u>（運転技能検査の申請）</u></p>

(違反者講習)

第37条の3 [略]

(自転車運転者講習)

第37条の3の2 法第108条の2第1項第14号に規定する講習  
(以下「自転車運転者講習」という。)を受けようとする者は、講習手数料を添えて、自転車運転者講習受講申請書(様式第29号の5の2)を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、自転車運転者講習を終了した者に対して自転車運転者講習終了証明書(様式第29号の5の3。次項において「終了証明書」という。)を交付する。

3 終了証明書の交付を受けた者が、終了証明書の亡失、滅失、汚損又は破損により終了証明書の再交付を申請する場合は、自転車運転者講習終了証明書再交付申請書(様式第29号の5の4)を公安委員会に提出しなければならない。

(特定任意講習)

第37条の4 令第37条の6に規定する講習(以下「特定任意講習」という。)を受けようとする者は、講習手数料を添えて、特定任意講習受講申請書(様式第29号の6)を公安委員会に提出しなければならない。

(チャレンジ講習)

第37条の5 法第108条の2第2項の規定に基づく講習であつて、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていると認められるかどうかの確認及びその

第29条の4 法第97条の2第1項第3号イ若しくはハ、同項第5号(同項第3号イ又はハに係るものに限る。)又は第101条の4第3項の運転技能検査等(同号イに規定する運転技能検査に限る。)(次項において「運転技能検査」という。)を受けようとする者は、検査手数料を添えて、運転技能検査受検申請書(様式第17号の5)を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、運転技能検査を受検し合格基準に達した者又は合格基準に達しない者で希望するものに対して運転技能検査受検結果証明書(様式第17号の6)を交付する。

(違反者講習)

第37条の3 [略]

(若年運転者講習)

第38条 法第108条の2第1項第14号に規定する講習(以下「若年運転者講習」という。)を受けようとする者は、通知手数料を添えて、若年運転者講習受講申請書(様式第29号の6)を公安委員会に提出しなければならない。

2 指定講習機関は、若年運転者講習を終了した者に対して若年運転者講習終了証明書(様式第29号の7)を交付する。

(自転車運転者講習)

第39条 法第108条の2第1項第15号に規定する講習(以下「自転車運転者講習」という。)を受けようとする者は、講習手数料を添えて、自転車運転者講習受講申請書(様式第29号の8)を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、自転車運転者講習を終了した者に対して自転車運転者講習終了証明書(様式第29号の9。次項において「終了証明書」という。)を交付する。

3 終了証明書の交付を受けた者が、終了証明書の亡失、滅失、汚損又は破損により終了証明書の再交付を申請する場合は、自転車運転者講習終了証明書再交付申請書(様式第29号の10)を公安委員会に提出しなければならない。

(特定任意講習)

第40条 令第37条の6に規定する講習(以下「特定任意講習」という。)を受けようとする者は、講習手数料を添えて、特定任意講習受講申請書(様式第29号の11)を公安委員会に提出しなければならない。

結果に基づく指導を行う講習（以下「チャレンジ講習」という。）を受けようとする者は、講習手数料を添えて、チャレンジ講習受講申請書（様式第29号の6の2）を公安委員会に提出しなければならない。

（特定任意高齢者講習）

第37条の6 令第37条の6の2に規定する講習（以下「特定任意高齢者講習」という。）を受けようとする者は、講習手数料を添えて、特定任意高齢者講習（簡易・簡易以外）受講申請書（様式第29号の6の3）を公安委員会に提出しなければならない。

（運転免許取得者教育の認定）

第37条の7 法第108条の32の2第1項に規定する認定を受けようとする者は、運転免許取得者教育認定申請書（様式第29号の7）を公安委員会に提出しなければならない。

（認知機能検査員講習の申請等）

第37条の8 認知機能検査を行う者に対する講習（以下「認知機能検査員講習」という。）を受けようとする者は、講習手数料を添えて、認知機能検査員講習受講申請書（様式第30号）を公安委員会に提出しなければならない。

2 [略]

（指定等の告示）

第38条 法第99条第1項の規定により指定自動車教習所の指定をしたとき、法第100条第1項若しくは第2項の規定により指定自動車教習所の指定を取り消したとき、又は法第108条の32の2第5項の規定により認定を取り消したときは、告示する。

別表第1（第2条関係）

申請書等	経由先
[略]	
運転免許条件解除（変更）申請書 （様式第16号）	[略]

（特定任意高齢者講習）

第41条 令第37条の6の2に規定する講習（以下「特定任意高齢者講習」という。）を受けようとする者は、講習手数料を添えて、特定任意高齢者講習受講申請書（様式第29号の12）を公安委員会に提出しなければならない。

（運転免許取得者等教育の認定）

第42条 法第108条の32の2第1項に規定する認定を受けようとする者は、運転免許取得者等教育認定申請書（様式第29号の13）を公安委員会に提出しなければならない。

（運転免許取得者等検査の認定）

第43条 法第108条の32の3第1項に規定する認定を受けようとする者は、運転免許取得者等検査認定申請書（様式第29号の14）を公安委員会に提出しなければならない。

（認知機能検査員講習の申請等）

第44条 法第97条の2第1項第3号イ若しくはロ、同項第5号（同項第3号イ又はロに係るものに限る。）、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の認知機能検査等を行う者に対する講習（以下「認知機能検査員講習」という。）を受けようとする者は、講習手数料を添えて、認知機能検査員講習受講申請書（様式第30号）を公安委員会に提出しなければならない。

2 [略]

（指定等の告示）

第45条 法第99条第1項の規定により指定自動車教習所の指定をしたとき、法第100条第1項若しくは第2項の規定により指定自動車教習所の指定を取り消したとき、又は法第108条の32の2第5項（法第108条の32の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により認定を取り消したときは、告示する。

別表第1（第2条関係）

申請書等	経由先
[略]	
運転免許条件解除（変更）申請書 （様式第16号）	[略]
運転免許条件申請書	<u>運転免許課長又は警</u>

緊急自動車運転資格審査申請書 (様式第17号)	[略]
[略]	
[略]	
認知機能検査受検申請書 (様式第17号の2)	[略]
再試験受験申請書 (施行規則別記様式第17の3)	
[略]	
[略]	[略]
違反者講習受講申請書 (様式第29号の4)	
自転車運転者講習受講申請書 (様式第29号の5の2)	[略]
自転車運転者講習終了証明書再交付申請書 (様式第29号の5の4)	
特定任意講習受講申請書 (様式第29号の6)	[略]
チャレンジ講習受講申請書 (様式第29号の6の2)	
特定任意高齢者講習受講申請書 (様式第29号の6の3)	
運転免許取得者教育認定申請書 (様式第29号の7)	
認知機能検査員講習受講申請書 (様式第30号)	

様式第17号 (第26条関係)

[略]	
氏名・生年月日	[略]
本籍・国籍等	

(施行規則別記様式第13の6)	察署長(釜石及び久慈警察署長を除く。)
緊急自動車運転資格審査申請書 (様式第17号)	[略]
[略]	
[略]	
認知機能検査受検申請書 (様式第17号の2)	[略]
運転技能検査受検申請書 (様式第17号の5)	
再試験受験申請書 (施行規則別記様式第17の3)	
[略]	
[略]	[略]
違反者講習受講申請書 (様式第29号の4)	
若年運転者講習受講申請書 (様式第29号の6)	
自転車運転者講習受講申請書 (様式第29号の8)	[略]
自転車運転者講習終了証明書再交付申請書 (様式第29号の10)	
特定任意講習受講申請書 (様式第29号の11)	[略]
特定任意高齢者講習受講申請書 (様式第29号の12)	
運転免許取得者等教育認定申請書 (様式第29号の13)	
運転免許取得者等検査認定申請書 (様式第29号の14)	
認知機能検査員講習受講申請書 (様式第30号)	

様式第17号 (第26条関係)

[略]	
氏名・生年月日	[略]

住 所			
[略]			
[略]			
様式第17号の2（第29条の3関係）			
※受検場所		※通知書番号	第 号
※受検年月日	年 月 日		
[略]			
[略]			

住 所			
[略]			
[略]			
様式第17号の2（第29条の3関係）			
※受検場所		※受検年月日	年 月 日
[略]			
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第17号の2の次に次の4様式を加える。

様式第17号の3（第29条の3関係）

認知機能検査結果通知書

住 所

氏 名

生年月日

検査年月日

検査場所

総合点

--

点

(A 点)

(B 点)

記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。

記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられます。

今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談されることをお勧めします。

また、臨時適性検査（専門医による診断）を受け、又は医師の診断書を提出していただくお知らせが公安委員会からあります。

この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許証の取消し、停止という行政処分の対象となります。

運転免許証の更新手続きの際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

岩手県公安委員会 印

(A4)

様式第17号の4（第29条の3関係）

認知機能検査結果通知書

住 所

氏 名

生年月日

検査年月日

検査場所

「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

今回の結果は、記憶力、判断力の低下がないことを意味するものではありません。

個人差はありますが、加齢により認知機能や身体能力が変化することから、自分自身の状態を常に自覚して、それに  
応じた運転をすることが大切です。

記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられ  
ますので、今後の運転について十分注意してください。

運転免許証の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日  
岩手県公安委員会 印  
(A4)

様式第17号の5 (第29条の4 関係)

※受検場所		※受検年月日	年 月 日
運転技能検査受検申請書			
岩手県公安委員会 様		住所 氏名	年 月 日 生
道路交通法の規定による運転技能検査を受けたいので申請します。			
現に受け ている免 許	交付年月日		年 月 日
	有効期間の末日		
	交付公安委員会		公安委員会
	免許証番号		第 号
手数料			

備考 ※印欄は、記載しないでください。

(A4)

様式第17号の6 (第29条の4 関係)

第 号	運転技能検査受検結果証明書	
	住所 氏名	年 月 日 生
上記の者は、年 月 日、において、道路交通法に規定する運転技能検査を受検した者であることを証明する。		
運転技能検査の結果		点
<input type="checkbox"/> 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、又は受けている者		
〈合格基準〉		
・ 下記以外の運転免許 → 70点以上		
・ 大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許 → 80点以上		
年 月 日		
岩手県公安委員会 印		

改正前				改正後			
様式第29号の3 (第37条の2関係)				様式第29号の3 (第37条の2関係)			
※講習場所		※整理番号	第 号	※講習場所		※講習年月日	年 月 日
※講習年月日	年 月 日						
[略]				[略]			
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

様式第29号の7中「第37条の7」を「第42条」に、「運転免許取得者教育認定申請書」を「運転免許取得者等教育認定申請書」に、「運転免許取得者教育認定を」を「運転免許取得者等教育認定を」に、「運転免許取得者教育に」を「運転免許取得者等教育に」に、「運転免許取得者教育の」を「運転免許取得者等教育の」に改め、同様式を様式第29号の13とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第29号の14 (第43条関係)

運転免許取得者等検査認定申請書	
年 月 日	
岩手県公安委員会 様	
住 所	
申請者	
氏 名	
〔 法人にあっては、主たる事務所の所 在地及び名称並びに代表者の氏名 〕	
( 電話 )	
道路交通法の規定による運転免許取得者等検査認定を受けたいので申請します。	
運転免許取得者等検査に使用する 施設の名称	
運転免許取得者等検査に使用する 施設の所在地	
運転免許取得者等検査の方法の区 分	<input type="checkbox"/> 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条第1号に掲げる方法 <input type="checkbox"/> 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条第2号に掲げる方法
運転免許取得者等検査の方法の名 称	<input type="checkbox"/> 認知機能検査と同等の効果がある運転免許取得者等検査 <input type="checkbox"/> 運転技能検査と同等の効果がある運転免許取得者等検査

様式第29号の6の3中「第37条の6」を「第41条」に、「特定任意高齢者講習（簡易・簡易以外）受講申請書」を「特定任意高齢者講習受講申請書」に、「特定任意高齢者講習（簡易・簡易以外）を」を「特定任意高齢者講習を」に改め、同様式を様式第29号の12とする。

様式第29号の6の2を削る。

様式第29号の6中「第37条の4」を「第40条」に、

「

※講習場所	
-------	--

※講習年月日	年 月 日
--------	-------

を  
「

※講習場所	※講習年月日	年 月 日
-------	--------	-------

に改め、同様式を様式第29号の11とする。

様式第29号の5の4中「第37条の3の2」を「第39条」に改め、同様式を様式第29号の10とする。

様式第29号の5の3中「第37条の3の2」を「第39条」に改め、同様式を様式第29号の9とする。

様式第29号の5の2中「第37条の3の2」を「第39条」に改め、同様式を様式第29号の8とする。

様式第29号の5の次に次の2様式を加える。

様式第29号の6（第38条関係）

※受付	年 月 日	※通知書番号
※講習場所		第 号
※講習年月日	年 月 日	
若年運転者講習受講申請書		
岩手県公安委員会 様		年 月 日
氏 名		
道路交通法の規定による 免許の若年運転者講習を受けたいので申請します。		
受講者	住所	
	氏名・生年月日	年 月 日生
免許証	交付公安委員会	公安委員会
	免許番号	第 号
	交付年月日	年 月 日
	免許の種類	
通知手数料		

備考 ※印欄は、記載しないでください。

(A4)

様式第29号の7（第38条関係）

第 号
若年運転者講習終了証明書
住 所
氏 名
年 月 日生
上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を終了した者であることを証明する。
年 月 日
指定講習機関名
管 理 者
印



改正前	改正後																																																
<p>様式第30号（第37条の8関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>※受講場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※受講年月日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>道路交通法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の認知機能検査を行う者に対する講習を受けたいので申請します。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table> <p>様式第31号（第37条の8関係）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>上記の者は、年 月 日道路交通法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の認知機能検査を行う者に対する講習を終了した者であることを証明する。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table>	※受講場所		※受講年月日	年 月 日	[略]		<p>道路交通法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の認知機能検査を行う者に対する講習を受けたいので申請します。</p>		[略]		[略]		[略]		<p>上記の者は、年 月 日道路交通法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の認知機能検査を行う者に対する講習を終了した者であることを証明する。</p>		[略]		[略]		<p>様式第30号（第44条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>※講習場所</td> <td></td> <td>※講習年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <p>道路交通法に規定する認知機能検査等を行う者に対する講習を受けたいので申請します。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </table> <p>様式第31号（第44条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>上記の者は、年 月 日道路交通法に規定する認知機能検査等を行う者に対する講習を終了した者であることを証明する。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table>	※講習場所		※講習年月日	年 月 日	[略]				<p>道路交通法に規定する認知機能検査等を行う者に対する講習を受けたいので申請します。</p>				[略]				[略]				[略]		<p>上記の者は、年 月 日道路交通法に規定する認知機能検査等を行う者に対する講習を終了した者であることを証明する。</p>		[略]		[略]	
※受講場所																																																	
※受講年月日	年 月 日																																																
[略]																																																	
<p>道路交通法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の認知機能検査を行う者に対する講習を受けたいので申請します。</p>																																																	
[略]																																																	
[略]																																																	
[略]																																																	
<p>上記の者は、年 月 日道路交通法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の認知機能検査を行う者に対する講習を終了した者であることを証明する。</p>																																																	
[略]																																																	
[略]																																																	
※講習場所		※講習年月日	年 月 日																																														
[略]																																																	
<p>道路交通法に規定する認知機能検査等を行う者に対する講習を受けたいので申請します。</p>																																																	
[略]																																																	
[略]																																																	
[略]																																																	
<p>上記の者は、年 月 日道路交通法に規定する認知機能検査等を行う者に対する講習を終了した者であることを証明する。</p>																																																	
[略]																																																	
[略]																																																	
備考 改正部分は、下線の部分である。																																																	

附 則

- この規則は、令和4年5月13日から施行する。
- この規則による改正後の岩手県道路交通法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は交付する申請書又は通知書等について適用し、同日前に提出し、又は交付した申請書又は通知書等については、なお従前の例による。
- この規則による改正前の岩手県道路交通法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。